

グループ 調達ガイドライン

アダストリアグループは、「グループ調達方針」に基づき、社会面、環境面に配慮した責任ある調達活動を推進しております。その活動の一環として、アダストリアグループ製品の生産に関わるすべての取引先の皆様（以下「取引先様」といいます。）に対し、遵守して頂きたい基準である「グループ調達ガイドライン」（以下「当ガイドライン」といいます。）を定めております。

取引先様におかれましては、当ガイドラインに定める基準を満たしていただくとともに、さらに次の取引先様に対し、当ガイドラインの内容を通知していただくよう、御願い致します。

なお、当ガイドラインは予告なく改定されることがありますが、その場合、改定後の当ガイドラインを遵守いただくよう、御願い致します。

当ガイドラインの遵守

アダストリアグループとの取引を始めるにあたり、当ガイドラインを遵守します。当ガイドラインを確実に適用し、継続的に改善を図るため、有効的なマネジメントシステムを構築します。

アダストリアグループの製品の生産を下請け業者に再委託している場合は、責任をもって、下請け業者が当ガイドラインを遵守していることを確認します。

また、当ガイドラインの内容や関連する取引先様社内規定を、理解可能な言語で全ての経営層及び従業員に周知します。

なお、アダストリアグループまたは取引先様が事業を行う国や地域の法律及び規則（以下、「法令」とする）を遵守し、環境保全、人権・労働環境への配慮を踏まえて事業を行わなければなりません。当ガイドラインと法令に相違が生じた際には、より厳しい要求が求められている基準を適用することとします。

遵守状況の確認

アダストリアグループまたはアダストリアグループの指定する第三者による、当ガイドライン遵守状況の確認を目的としたモニタリングを許可します。モニタリングは事前連絡なしに実施する場合もあり、生産工場をはじめ、居住施設、食堂、廃棄物保管施設等へのアクセスや、関連文書の閲覧を含みます。

モニタリングで提示する情報（発言内容を含む）について、改ざん、隠ぺい、偽造等の不正行為を行いません。

是正措置と不適合への対応

当ガイドラインに対する不適合がある場合、アダストリアグループと取引先様との合意のもと、是正措置計画を作成します。是正措置計画において定められた時間内に是正措置を実行し、結果をアダストリアグループに報告します。重大な不適合が認められた場合や、是正措置計画が実行されない場合は、アダストリアグループは契約の取り消し等の措置を講じることができます。

以下、ガイドライン本文

虐待及びハラスメントの禁止

- 従業員を尊重し、尊厳をもって接すること。
- 虐待やハラスメント等の、身体的、精神的に苦痛を与える行為や非人道的な扱いまたは脅迫はしないこと。

差別のない、公正な雇用

- 一人ひとりの人権・個性を尊重すること。
- 採用、昇進、賃金、解雇、退職、懲罰等、すべての求人や雇用の場面において、国籍、民族、社会的出身、人種、肌の色、性別、性的指向、宗教、信条、年齢、障がいの有無、組合への加入等に基づく不当な差別行為を行わないこと。

強制労働の禁止

- すべての労働は自発的に行われなければならないため、労働の強制をしないこと。
- 従業員は適切な手続きの上、自由に離職する権利を有しているため、身分証明書や金銭の差し押さえ等でその権利を妨げないこと。

児童労働の禁止および若年労働者への配慮

- いかなる場合においても、各国・地域における法令上の最低就労可能年齢、または 15 歳（ILO 第 138 号条約で例外が規定されている場合は、それに従う）のうち、いずれか高い方の年齢に満たない児童に労働をさせないこと。
- 従業員を雇用する際、公的な身分証明書の確認等による年齢確認を行うこと。
- 就労可能年齢であっても、18 歳未満の従業員には夜間及び危険な環境下での業務に従事させないこと。

結社の自由

- 従業員が報復や差別等の恐れなく自由に結社する権利、または結社しない権利を保障し、従業員や従業員によって自発的に選出された従業員代表と対話することが可能な環境を提供すること。

過重労働の禁止

- 各国・地域の法令に従い、労働時間を定め、休日・休暇を付与すること。
- 従業員の正確な労働時間を記録すること。
- 超過勤務は従業員の同意によって自主的に行われること。
- 従業員には 7 日のうち、少なくとも 1 日は休日を付与すること。

雇用管理と契約

- 全ての労働は各国・地域の法令に基づいた労働契約のもと、適正に行われること。
- 従業員の合意による雇用の条件等を記載した雇用契約書を、従業員が理解できる言語で作成し、提供すること。
- 人材リクルーター等の第三者を通じて雇用される従業員に関しても、上記が同様に適用されること。

賃金

- 各国・地域の法令で定められた金額以上の賃金と諸手当を支払うこと。
- 懲罰を目的とする賃金の控除は行わないこと。
- 賃金の金額と支払日は、従業員が理解できる言語で契約書に記載し、定められた支払日に全額付与すること。

安全かつ衛生的な労働環境

- 建物や設備の安全性、防災、衛生等について関連法令を遵守し、業務内容に係らず、すべての従業員に安全かつ衛生的な労働環境を提供すること。
- 保護具の提供、化学物質の安全管理、設備の定期的なメンテナンス、消火設備や緊急警報装置の設置、安全な飲料水の提供と清潔なトイレの設置、避難訓練の実施等を通じて、事故や怪我等を未然に防止するために必要な対応策を講じること。
- 居住施設を提供している場合、労働環境に準じた安全・衛生に関する環境を提供すること。

環境負荷の低減及び汚染の防止

- 水質汚染、大気汚染、廃棄物排出、省資源に関する各国・地域の法令を遵守し、届出や許可書の取得・更新等、必要な手続きを適切に行うこと。
- 生産の過程で発生する環境負荷や汚染を認識し、環境への影響を可能な限り抑えるため環境活動を継続的に推進すること。

腐敗防止と法令遵守

- 各国・地域の法令を遵守し、公正、公平かつ透明性のあるビジネス活動を行うために、会計を含むすべての記録を適正に記載すること。
- 全てのビジネス活動において、キックバックを含む賄賂や社会通念上適正な範囲を超える贈答・接待の授受及び提供、汚職、マネーロンダリング、その他の不正行為を行わないこと。
- アダストリアグループとの取引において、知り得た機密情報は他に漏らさないこと。また、下請け業者に同様の機密保持義務を課すこと。
- アダストリアグループの製品の生産過程で発生した B 品、C 品の管理はアダストリアグループの基準に基づき、管理を徹底すること。
- 機密情報保持の義務は、アダストリアグループとの取引が終了した後も継続すること。